

一般社団法人 長岡市薬剤師会定款

許可日 平成 25 年 3 月 26 日

施行日 平成 25 年 4 月 1 日

(第 8 章資産及び会計 第 45 条)

改訂日 平成 26 年 5 月 30 日

(第 5 章役員等 第 24 条・32 条)

改訂日 平成 30 年 5 月 26 日

(第 21・25・26・35・36・37 条)

改定日 令和 2 年 5 月 23 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人長岡市薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに新潟県薬剤師会との連帯のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

第2章 目的及び事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬事衛生及び環境衛生に関する調査研究
- (2) 薬事衛生知識の普及向上に関する事業
- (3) 薬学の研究及びその支援に関する事業
- (4) 薬剤師の研修及び教育に関する事業
- (5) 地域医療、在宅医療に関する事業
- (6) 夜間、休日の診療及び医薬分業の推進のための保険薬局の運営に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 長岡市、見附市、三島郡に居住し、又は就業する薬剤師で、本会の目的に賛同し入会した者であり、かつ日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会の正会員である者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体
- (3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した個人
- (4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(正会員の権利)

第 7 条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)

(4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利 (議決権行使書面等の閲覧等)

(5) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(会員の義務)

第 8 条 会員は薬剤師の倫理を尊敬し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる経費に充てるため、所定の会費および負担金等 (以下「会費等」という。) を本会に支払う義務を負う。

4 入会金及び会費等の額は、総会において別に定める。

(任意退会)

第 9 条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その総会の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡または会員である団体が解散等により消滅したとき

(2) 第8条に規定する会費等を2年以上納入しないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前3条の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- 2 会員の資格を喪失した場合、支払った入会金、会費その他の拠出金品の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 会費の制定及び改廃

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しななければならない。ただし、緊急の場合は、開催日の14日前まで短縮することができる。

(議長の選出)

第17条 総会に、議長1名を置く

2 議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(議長の職務等)

第18条 総会の議長は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第19条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の3分の2以上の議決に基づいて行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第22条 理事会で定めたときは、正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第19条、第21条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか出席した構成員の中から選任した議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものは除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

7 役員を選任に関し必要な事項は、別に定める選挙規定による。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、自己の職務の執行状況を理事会に適宜報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第24条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第29条 監事は総会において正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。また、理事は総会において正会員の過半数の議決により解任することができる。

(役員報酬)

第30条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の理事又は監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前二項の報酬及び費用の総額・支給の基準は、総会において定める。

(相談役)

第31条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 相談役は、次の職務を行う

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 相談役は無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第32条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を下記(1)に掲げる額から下記(2)に掲げる額(最低責任限度額)を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(1) 賠償の責任を負う額

(2) 当該役員がその在職中に当会から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の1年間当たりの額の相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 会長(6)

ロ 会長以外の理事であつて次に掲げるもの(4)

(1) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事((1)に掲げる理事を除く)

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く)、監事(2)

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、議題等を示して、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。なおWeb会議を利用した理事会を開催する場合は場所に代わり、会議へのアクセス方法などを通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を選定する。

3 理事会においては、議長の判断で事前に通知された議題以外の事項も議題にすることができる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 Web 会議を利用した場合においては、Web 会議による参加者は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名押印しなければならない。

第7章 協力機関

(日本薬剤師会・新潟県薬剤師会等との協力)

第40条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会及び地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第41条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第43条 本会の財産は、会長が管理する。その管理及び運用の方法は、理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を経た上で、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出をすることができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

5 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、事業年度ごとに決算を調製し、事業年度終了後60日以内に次の書類とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号、第5号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。

3 会長は、前1項の書類のほか、監査報告を作成し、本会の主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第51条 本会は、法人法第148条に掲げる事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他従業員を置く。

3 事務局長その他の従業員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長その他の従業員の事務分掌、給与等に関しては、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は室橋正朋、副会長は佐藤宏之・上村宏とする。